

事業者ヒアリングにおける主な論点

○製品製造等禁止の適用除外の範囲

- 条約附属書 A の適用除外規定「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合」の国内での適用に当たり、具体的にこれに該当させるべき製品の考え方（製品の種類や条件等）

○製品製造等禁止の水銀含有基準及び開始時期

- 国内における、条約附属書 A 第 I 部に掲載されている製品の段階的廃止に向けた取組状況及び今後の見通し
- 同規定の深掘り（水銀含有量基準の強化）を行う可能性
- 深掘りを行う場合の課題や留意すべき点（例えば、国内製造・輸出入を全て同じ水準とすることに問題があるかどうか、諸外国における規制／取組状況との比較等。）
- 同廃止期限の前倒し（2020 年以前の製造等禁止）を行う可能性
- 前倒しを行う場合の課題や留意すべき点

○既存用途製品の洗い出し

- 既存用途製品リスト案の構成や分類に大きな漏れがないかどうか（リスト案の詳細については、後日関係団体等に確認を依頼させていただく予定）。
- 既存用途の情報整理にあたり、留意すべき点

○水銀等保管の状況

- 水銀及び水銀化合物の保管に関する取組の現状（毒劇法・水濁法等関係法令に基づく取組状況を含む。保管の量や様態含む）
- 今後の指針や提起報告の方法の策定にあたっての課題や留意すべき点

以上